

# 1 6 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 役職員等旅費規程

平成17年3月1日制定  
糸社協規程第 14 号

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会定款施行細則第5条の規定に基づき、業務のため旅行（以下「出張」という。）する役員、職員及び役職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員、職員及び役職員以外の者が業務で出張したときは、別表に定める旅費を支給する。ただし、職員の市内出張及び県内日帰り出張については、日当は支給しない。

(出張命令)

第3条 出張は、任命権者又はその委任を受けた者の命令を受けなければならない。  
2 前項の手続きを経ないで行った出張については、旅費の支給がないものとする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現に出張した経路及び方法によって計算する。

(旅 費)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とし、次の基準により支給する。

(1) 鉄道賃

ア 片道50km未満は、普通旅客運賃

イ 片道50km以上100km未満は、普通旅客運賃及び急行料金

ウ 片道100km以上は、普通旅客運賃及び特急料金

エ 新幹線特急料金は、第4条の規定に基づき、出張命令権者が判断したとき支給する。

(2) 船賃

実費を支給する。ただし、ジェットフォイル等は、認めない。

(3) 車賃

実費を支給する。

(4) 日当及び宿泊料

別表に定める額とする。ただし、研修、講習等で、同一地域に5日以上引き続き宿泊滞在する場合の日当の額は、5日までは別表に定める額とし、5日を超える部分については、別表に定める額の2分の1に相当する額とする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則（平成17年3月1日）

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成21年12月21日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 （第2条、第5条関係）

区 分	日 当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	
	県 外	県 内	県 外	県 内
役 員	2,500 円	2,200 円	13,000 円	12,000 円
職 員	1,100 円	1,100 円	11,000 円	10,000 円

（備 考）

- 1 車中にて午前零時を過ぎた場合の宿泊料は、県外宿泊料の2分の1の額とする。
- 2 役員に随伴して宿泊する場合の宿泊料は、役員の額とする。